

相楽リサーチパーク地区整備計画

名 称		相楽リサーチパーク地区計画			
位 置		京都府木津川市兜台六丁目、相楽台三丁目及び相楽台四丁目の各一部			
面 積		約 10.1 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、関西文化学術研究都市の「平城・相楽地区」に位置しており、「文化学術研究ゾーン」として位置づけられる地区である。 当地区において地区計画を定めることにより、「文化学術研究ゾーン」としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した良好な街区の形成を誘導するものである。			
	土地利用の方針	地区内においては、「文化学術研究ゾーン」としての土地利用を推進し、周辺地域と調和のとれた緑豊かな街区形成を誘導するため、緑地の確保等地区の緑化を図るものとする。			
	建築物等の整備の方針	地区内においては、「文化学術研究ゾーン」として、周辺地域と調和のとれた環境を形成・保全するため、壁面の位置、意匠等について制限を行う。			
地区整備計画	地区の区分	名 称	文化学術研究ゾーン（A）	文化学術研究ゾーン（B）	文化学術研究ゾーン（C）
		面 積	約 9.3 ha	約 0.5 ha	約 0.3 ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	—		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から道路（歩行者専用道路を除く。）境界線までの距離は、5メートル以上とする。その他の敷地境界線までの距離は、2メートル以上とする。 建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5メートル以上とする。 ただし、当該制限に係る地区計画の変更の告示の日、に、建築物が現に存在している敷地において、同一用途を継続して、建築物を建築しようとする場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合は、この限りでない。		

	建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の地盤面からの高さは、15メートルを超えてはならない。ただし、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とすること。なお、建築基準法施行令第135条の4第1項第1号及び第2号に該当する場合は、これを適用する。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	敷地内に設置することができる広告物は、木津川市屋外広告物施行規則第7条に定める基準に該当し、かつ、次の条件をすべて満たすものとする。 一 自己の事業に関するもの 二 美観風致を害さないもの 三 1事業所当たり3か所以内となること。 四 広告塔、立看板その他これらに類するものは、道路境界線から3メートル以上離し、2か所以内となること。 五 建築物の壁面から突出しないもの 六 建築物の屋上又は屋根を利用しないもの	
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する宅地部分の垣又は柵の構造は、次に掲げるものとする。 一 生垣（植込みを含む。） 二 透視可能な柵（道路等公共用地に接して柵を設置するときは、当該柵と公共用地との間に生垣を設けること。）	

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

計 画 図

